

# 四国旅客鉄道株式会社

## ご利用になる前に必ずお読み下さい

### 利用条件等

#### <共通事項>

①ハンドル形電動車いすでのご利用は、「身体障害者福祉法」及び「児童福祉法」に基づく補装具支給制度、ならびに「障害者自立支援法」に基づく補装具費給付制度により、ハンドル形電動車いすを補装具として認定され給付または補装具費の支給を受けている方、介護保険制度により真にハンドル形電動車いすが必要との判定がなされ貸与されている方とさせていただきます。

ご利用の際には、以下の4点のいずれかを提示ください。

- ・「補装具交付決定通知書(または補装具費支給決定通知書)」(決定内容欄にハンドル形電動車いすと記載されたもの)
- ・「身体障害者手帳」(補装具欄にハンドル形電動車いすと記載されたもの)
- ・「ハンドル形電動車いす交付証明書(またはハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書)」
- ・介護保険制度による指定福祉用具貸与事業所発行の「ハンドル形電動車いす提供証明書」

②ご利用にあたっては駅係員の介助が必要となりますので、事前にご利用の駅までお申し込みください。なお、ご利用可能な区間は下記のご利用可能駅相互間となりますが、乗換が必要な場合につきましては、乗換駅もご利用可能駅である場合に限りします。

③ご利用の列車につきましては、当社が認めた列車に限りします。(構造上ご利用いただけない車両がございます。)ご利用いただける列車の時刻等につきましては、ご乗車駅へお問い合わせください。

④ハンドル形電動車いすの全長がエレベーターの大きさを上回る場合など、車いすの形状によってはご利用いただけない場合があります。

⑤混雑時、早朝・深夜時間帯、また列車の運行が乱れている場合などには、ご利用いただけない場合があります。また、改札入場後であっても事情によっては乗車をお断りすることがあります。

⑥ご利用当日は、余裕をもって駅にお越しいただき、駅構内では十分注意を払って運転して下さい。ご利用中に発生したハンドル形電動車いすの利用が原因で発生した事故・紛争及び器物の破損等についてはお客さまご自身の責任において処理して頂くこととし、弊社は一切の責任を負いかねます。

No.	順	利用可能駅	運用開始時期	ご利用に当たっての留意事項等
1	あ	阿南駅	平成16年4月1日	営業時間 7:00~21:00
2	い	今治駅	平成21年3月18日	営業時間 5:30~22:00
3	こ	高知駅	平成20年6月1日	営業時間 5:10~23:00
4		後免駅	平成20年6月1日	営業時間 6:30~18:45
5	さ	坂出駅	平成16年4月1日	営業時間 4:40~22:45
6	し	志度駅	平成16年4月1日	営業時間 7:00~18:40
7	た	高松駅	平成16年4月1日	営業時間 4:20~23:00
8	と	徳島駅	平成16年4月1日	営業時間 5:30~20:30
9	ま	丸亀駅	平成17年2月25日	営業時間 5:00~22:30